

～平成25年4月1日から

住民票の添付が原則不要となります～

電気工事業者の事業開始通知について

自家用電気工作物に係る電気工事のみの電気工事業を営もうとする方は、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」により、その事業を開始しようとする日の10日前までに（建設業許可を受けている建設業者については、事業開始後遅滞なく。）、経済産業大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければなりません。

つきましては、千葉県内のみに営業所を設置し電気工事業を営もうとする方は、下記により手続きしてください。

記

1. 通知先 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県庁本庁舎13階
千葉県商工労働部保安課管理調整班（043-223-2722）

2. 要件

(1) 工事の従事者の制限

第一種電気工事士でない者を電気工事の作業に従事させてはならない。

認定工事従事者は自家用電気工事のうち簡易電気工事の作業のみ従事可能。

（第二種電気工事士は、自家用電気工作物の電気工事には従事できません。）

(2) 営業所には、次の検査用器具を備え付けること。

- ①絶縁抵抗計 ②接地抵抗計 ③抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計
④低圧検電器 ⑤高圧検電器 ⑥継電器試験装置 ⑦絶縁耐力試験装置

但し、「⑥継電器試験装置」及び「⑦絶縁耐力試験装置」については、常備していなくても必要時に借り入れることができればよい。

3. 必要書類

(1) 電気工事業開始通知書

建設業許可を受けていない場合 様式第14の2

建設業許可を受けている場合 様式第21

(2) 申請者の**住民票**又は登記事項証明書（6ヶ月以内に発行されたもの。）

申請者が千葉県内に住民票のある個人の場合・・・不要

（※申請時に住民基本台帳ネットワークシステムにて確認いたします。）

申請者が千葉県外に住民票のある個人の場合・・・本人の住民票

申請者が**法人**の場合・・・法人の登記簿の謄本

(3) 誓約書

(4) 建設業許可を受けている場合は、許可の写し

(5) 第一種電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証等の写し

通知・みなし通知電気工事業者の届出事項の変更について（参考）

届出書類一覧

変更事項 必要書類	1 氏名又は名称	2 住 所	3 営業所の名称	4 営業所の所在地	5 法人の代表者	6 営業所の増設・廃止	7 建設業許可の更新	8 届出行政庁変更	9 建設業許可を更新しない	10 電気工事を施工しない
通知事項変更通知書（様式第14の4）	●	●	●	●	●	●	●			
（個人の場合）戸籍抄本	◎									
（法人の場合）登記事項証明書	◎	◎			●					
（個人の場合）住民票 ※		◎								
誓約書（登録の拒否要件に該当しない旨の誓約）					●	●				
建設業許可通知書の写し （みなし通知電気工事業者）							●			
建設業許可の変更届出書（様式第二十二号の二）の写し （みなし通知電気工事業者）	●	●	●	●	●	△				
電気工事業廃止通知書（様式第14の5）（受理通知書の返納）										●

問い合わせください
問い合わせください

※ ●は必須。◎はどちらか。▲は第一種の場合は不要。

△は内容により不要ですので問い合わせください。

※ **千葉県内に住民票がある場合は不要です。**

（申請時に住民基本台帳ネットワークシステムにて確認いたします。）

- No. 1 (有)→(株)、(株)●●→(株)××等同一法人組織内での名称変更。
「法人設立」「事業の譲渡」「相続」の手続は、「新規通知」扱い。（廃業届出を併せて提出）
- No. 2 行政による住居表示も手続き必要。（◎の代わりに「住所表示変更証明書」を添付）
- No. 6 営業所とは、電気工事の作業の管理を行う店舗。（建設業法とは定義が違います）
営業所を千葉県以外に設置する場合は、No. 8。
- No. 7 （みなし通知電気工事業者）建設業許可が期限切れで「新規」扱いになった場合、電気工事業も「新規通知」扱いに。
- No. 8 千葉県届出から国などに行政庁が変更になった場合、逆に国などから千葉県に行政庁が変更になった場合。
- No. 9 （みなし通知電気工事業者）建設業許可を更新はしないが電気工事業を行う場合は『通知』手続きが必要。問い合わせください。

※一般用電気工作物について工事を行う場合には、問い合わせてください。